

## 静岡文化芸術大学外国人留学生授業料の減免に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、外国人留学生の授業料の減免について必要な事項を定めるものとする。

### (適用の範囲)

第2条 この規程は、本学に在学する私費による外国人留学生に適用する。

2 静岡文化芸術大学授業料の減免に関する規程により、授業料の減免の承認を受ける者には適用しない。

### (授業料の減免)

第3条 理事長は、前条第1項の外国人留学生のうち、著しい成績不振でないと認められた場合は、各学期ごとの授業料の30パーセントを減免することができる。

### (申請及び承認)

第4条 前条の規定により、授業料の減免の措置を受けようとする外国人留学生は、授業料減免申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、入学手続を行う時に理事長に申請しなければならない。

2 理事長は前項に規定する書類を受理したときは、速やかにその内容を審査し、申請者あて授業料減免承認・不承認決定通知書(様式第2号)により、承認、不承認の旨を通知するものとする。

### (取り消し等)

第5条 理事長は、前条第2項の規定により、授業料の減免の措置を受けている外国人留学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 授業料減免申請書等に虚偽の事項を記載し、その他不正な行為によって減免等の承認を受けた場合
  - (2) 静岡文化芸術大学学則第48条又は静岡文化芸術大学大学院学則第39条の規定により懲戒の処分を受けた場合
  - (3) 著しい成績不振と認められる場合
  - (4) 授業料の減免の事由に該当しなくなった場合
- 2 前項の取消を行った場合は、理事長はその理由を示して文書により当該取消を受けた者にその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の取消を受けた者からは、その取消に係る授業料を徴収するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、理事長が定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度の授業料減免申請書の提出期限は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年4月30日までとする。

学籍番号

## 授業料減免申請書

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長 様

平成 年 月 日

静岡文化芸術大学外国人留学生授業料の減免に関する規程第4条第1項に基づき、授業料の減免を申請します。

国 籍 氏 名 印

学部(研究科) 学科(専攻)

〒

本人住所

(自宅・下宿) TEL

本国住所

(自宅・借家・アパート、その他)

承認  
授業料減免  
決定通知書  
不承認

学部（研究科）

学科（専攻）

学籍番号

氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった授業料の減免について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

承認

授業料の減免を する。

不承認

平成 年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長